「パートナーシップ構築宣言」

日本郵便は、サプライチェーンの取引先の皆さまや価値創造を図る事業者の皆さまとの連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- ① オープンイノベーションを活用した輸送・配送ネットワークの高度化に取り組む。
- ② グループ外の多様な企業等と連携し地域のニーズに応じた商品・サービスの拡大に取り組む。
- ③ グループ外の多様な企業等との協業を推進し輸送効率を高めることで、温室効果ガス排出量 削減に取り組む。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。具体的には、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉えるなどして、価格協議を行うと共に、下請事業者から協議の申入れがあった場合には、遅滞なく協議します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②代金の支払条件

下請代金は現金(振込)で60日以内に支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

4働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

日本郵政グループは、お客さまと地域を支える「共創プラットフォーム」を目指しています。 日本郵政グループの最大の強みである郵便局ネットワークにより、グループ内で一体的なサー ビスを提供していくとともに、これまでになかったグループ外の多様な企業等との連携を行うこ とで、地域において生活するお客さまが、安全・安心で、快適で、豊かな生活・人生を実現する ことを支えます。

なお、日本郵便が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2021年11月26日

(2023年4月11日更新)

(2023年7月31日更新 代表者変更による更新)

(2024年9月1日更新)

(2025年7月25日更新 代表者変更による更新)

<u>日本郵便株式会社</u> 代表取締役社長 (兼) 執行役員社長 小池 信也